

処 分 基 準

基準の名称	職業訓練法人の設立認可の取消基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
職業能力開発促進法	4 1	職業訓練法人の設立認可の取消
基 準 の 内 容		
知事は、職業訓練法人が次の事項のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる。(同法第 4 1 条) 1 正当な理由がないのに 1 年以上認定職業訓練を行わないとき。 2 その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待することができないとき。 3 その定款又は寄附行為の内容が法令に違反することとなったとき。(同法第 3 6 条) 4 訓練を行うために必要な経営的基盤を欠く等当該訓練を的確に遂行することができる能力を有しなくなったとき。(同法第 3 6 条)		